

「いのちの教育」総合推進事業費

事業評価個票 (事業実施:平成30年度)					部局名	教育庁		
短期アクションプラン	テーマ	テーマ1 郷土愛を育み未来を築く子育て支援・多彩に活躍する人づくり						
	施策	施策2 子どもの多様な力を引き出す教育の推進						
	目的	豊かな心と健やかな体、確かな学力を基盤として、急激に変化する社会において主体的に行動し自立できる力と、地域への愛着を育み、未来の山形を支える人材を育成する。						
	目標指標(R2)	-		-				
	策定時の実績	-	現状	-	主要事業	「いのち」を大切にし、豊かな心と健やかな体を育む教育の展開		
事業名	「いのちの教育」総合推進事業費			担当課・担当	義務教育課			
事業開始年度	平成23年度			事業終了(予定)年度	未設定			
事業の目的 (目指す姿を3行程度で簡潔に)	①各地域の実情に応じた道徳教育を一層充実させるため、市町村教育委員会との連携強化と研究・研修体制の整備を図る。 ②人権意識を培うための学校教育の在り方について、市町村教育委員会との連携・協力の下で幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実を図る。							
事業概要 (5行程度で簡潔に)	①道徳総合支援事業 県内2地区の市町村と委託契約を結び、研究指定校2校において、「県版道徳読み物資料集」「私たちの道徳」を活用した道徳教育を推進し、各地域における普及、道徳科に関する連絡協議会の開催等を重視した地域支援事業を推進する。 ②人権教育研究指定校事業 学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的として、委託契約を結んだ市町村の1小学校、1中学校において実践的な研究を行う。							
実施方法	■直接実施 ■委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他 上記実施方法とする理由:文部科学省の委託事業を活用するため。							
予算額・決算額 (単位:千円)	費目(予算見積書のグループ名)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	道徳教育総合支援事業	587	607					
	人権教育研究指定校事業	388	396					
	計	975	1,003	0	0	0		
財源内訳 (単位:千円)	国庫支出金							
	繰入金							
	その他特定財源	975	1,003					
	一般財源							
	計	975	1,003	0	0	0		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	委託地域件数 ①道徳総合支援事業 ②人権教育研究指定校事業	活動実績	件	①:2 ②:1	①:2 ②:1			
		当初見込み	件	①:2 ②:1	①:2 ②:1	①:2 ②:1	①:2 ②:1	
	成果指標 (所管部局の分析)		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
成果指標及び成果実績 (アウトカム)	学校のきまり(規則)を守っている児童生徒の割合 (H26:小6 93.3%、中3 93.9%→増加させる)	成果実績	%	小:91.9 中:95.2	7月下旬公表予定			
		目標値	%	小:93.3 中:93.9	小:93.3 中:93.9	小:93.3 中:93.9	小:93.3 中:93.9	
		達成度	%	小:98.5 中:101.4				
関連事業								

事業目標の考え方(事業目標設定時)

本県の児童生徒は、全国と比較して道徳性や規範意識に対する意識は高い傾向にある。一方、全国的に最近の児童生徒の傾向として、生命尊重の心や自尊感情が乏しい、基本的な生活習慣の確立が不十分、規範意識の低下、人間関係を気づく力や社会性の育成が不十分などの指摘がある。
 このため、道徳科(道徳の時間)を要として、学校教育活動全体を通じた道徳教育の質の向上を図る必要がある、あわせて、人権教育の充実を図るとともに、家庭・地域と連携して児童生徒の健全育成に向けた取組みを行っていく必要がある。
 本事業目標は、当該質問項目の状況等を勘案して、第6次山形県教育振興計画の「主要施策2 思いやりの心と規範意識の育成」についての目標指数に基づいて設定するものである。

事業所管部局による評価・検証

	項目	評価	評価に関する説明
事業目標の妥当性・達成度	事業の目的は県民や社会のニーズを的確に反映しているか。	A	・「第6次山形県教育振興計画」(以下、「6教振」という。)では、「「いのち」を大切に、生命をつなぐ教育を推進する」こととしており、本事業は「いのちの教育の推進」のために重要な事業として位置付けられる。
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	A	・また、新学習指導要領では、「道徳」が「特別の教科」として位置付けられ、道徳教育の重要性が増している。
	目標水準は妥当か。	A	・「6教振」に掲げる目標を設定している。
	期待する成果が得られたか。		・H30の成果(H31全国学力・学習状況調査の結果)はR元年7月公表予定。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	A	・指定校の取組みの普及については、協議会等での情報共有を図っている。今後は県ホームページを利用して発信を図っていく予定である。
事業内容の妥当性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	A	・①は当初見込み2件に対し、実績は2件。②は当初見込み1件に対し、実績は1件。
	支出先の選定は妥当か。	A	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	A	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	A	・文部科学省の委託事業を活用しているが、委託要件に基づき、必要な予算の効率的な執行を図っている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	A	
	類似の事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。	A	・他部局等で類似事業なし。
の役割分担	市町村、民間等に委ねることができない事業なのか。	A	・文部科学省から委託を受けて事業を展開し、県内全域に普及を図ることから、県の事業として推進することが妥当である。
今改善の点課題	・事業成果を域内に波及をより効果的にするため、県ホームページで情報発信を行う。 ・性的指向・性自認等の人権課題に関する取組について、定期的に文部科学省の通知等を基にした共通理解の場を確保する必要があるため、教育相談員等研修会等で取扱い、広く参加者を募る。		

- ・事業所管部局による評価にあたっては、以下の4つの選択肢から、1つを選ぶこと。
 A: 目標を上回って達成する見込み。期待通りの成果(100%以上)。妥当。
 B: 目標を概ね達成する見込み。概ね期待通りの成果(80~99%)。概ね妥当。
 C: 改善の余地あり。期待した成果を下回っている(79%以下)。
 - : 該当しない